

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
会員の移籍に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「本連盟」という。）定款第6条に定める法人構成員の区分変更（以下「区分変更」という。）及び所属団体の変更（以下「移籍」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「会員」に関する用語の定義は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 正会員：本連盟定款第6条第1号に定める正会員
- (2) 一般会員：本連盟定款第6条第2号に定める一般会員
- (3) プレミア会員：本連盟定款第6条第3号に定める特別会員のうち、本連盟PD会員に関する規程第2条第2項に定めるプレミア会員
- (4) ブレイキン会員：本連盟定款第6条第3号に定める特別会員のうち、本連盟ブレイキン会員に関する規程第2条第1項に定めるブレイキン会員
- (5) サービス会員：本連盟サービス会員に関する規程第2条に定めるサービス会員

2 「所属団体」に関する用語の定義は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 認定サークル：本連盟加盟団体規程第1条に定める1種加盟団体の認定サークル
- (2) 県連直接所属：同上1種加盟団体への直接所属
- (3) 協賛教室：全日本統一級競技会に協賛する教室
- (4) 認定ダンス教室：認定ダンス教室規程第8条の規定によりボールルームダンス本部が認めたダンス教室
- (5) 3種加盟団体：本連盟加盟団体規程第3条第3号に定める3種加盟団体

(区分変更)

第3条 区分変更については、次の各号に定める通りとする。

- (1) 正会員は、いかなる区分変更もできないものとする。
- (2) 一般会員、プレミア会員又はブレイキン会員は、相互に区分変更できるものとする。
- (3) 一般会員、プレミア会員又はブレイキン会員は、サービス会員への区分変更はできないものとする。

- (4) サービス会員は、一般会員、プレミアム会員又はブレイキン会員への区分変更ができるものとする。

2 区分変更は、当該年度内 1 回限りとする。

(移籍)

第4条 会員の移籍については、次の各号に定める通りとする。

- (1) 移籍は、受入側の同意をもって成立するものとする。
 - (2) 都道府県内の移籍手続について、異動後の所属団体の代表者は所定の移籍届を上位団体である都道府県連盟に提出し、移籍の手続きを依頼するものとする。
 - (3) 都道府県内の移籍手続について、上位団体は異動前の所属団体に異動のあったことを連絡し、登録に関する手続を行うものとする。
 - (4) 都道府県間の移籍手続について、受入都道府県連盟は異動前都道府県連盟に異動があったことを連絡し、登録に関する手続を行うものとする。
 - (5) 異動前都道府県連盟は、必要に応じて異動前の所属団体に異動のあったことを連絡するものとする。
- 2 前項の場合における会費の扱いについては、次の各号に定める通りとする。
- (1) 所属団体の会費は、移籍前後の所属団体の規定によるものとする。
 - (2) 都道府県連盟、支部等の会費は、移籍前後の当該関係団体の規定に基づき、双方に支払うものとする。
 - (3) 移籍が 9 月以前の場合における JDSF 会費は、異動前の団体から支払済みの場合は不要とする。
 - (4) 移籍が 10 月以降の場合における JDSF 会費は、更新手続として扱うものとし翌年度分として支払うものとする。
- 3 前 2 項に規定しないものについては、業務執行理事会で決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2018 年 11 月 19 日から施行する。